

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

（1） 業務の名称

CACHATTOLICENSEの調達（更新）

（2） 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課

デジタル県庁推進班（熊本県庁行政棟新館9階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2144

（3） 業務に係る入札事務局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

（4） 業務の内容

CACHATTOLICENSEの調達（更新）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（5） ライセンス納品期限

令和8年（2026年）10月30日（金）まで

（6） 履行場所

熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課

（7） 入札方式

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるため、紙入札により入札することはできない。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）の電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、有資格者として営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）10月1日（木）午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。提出する場合は、アの受付期間内とする。

- (2) 電子入札システム利用者登録が完了している者であること。ただし、電子入札システム利用者登録が完了していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付けるが、電子入札システムを利用するために必要なＩＣカード等を取得していない場合は、３（３）の提出期間の末日までに電子入札システム利用者登録が間に合わない場合がある。

ア 熊本県電子入札システム利用届の受付期間

(1) アの受付期間

イ 熊本県電子入札システム利用届の提出先

１（３）の入札事務局

ウ 熊本県電子入札システム利用届の様式、操作マニュアル等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 仕様書の内容を満たしていることを確認できること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３ 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、２（３）から（５）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法

(1)に掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)に掲げる書類の添付資料の

電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、添付資料の目録を(1)に掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、添付資料は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)10月8日(木)午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札事務局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムにより通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)10月8日(木)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)10月19日(月)まで行う。

(3) 入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)10月16日(金)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて令和8年(2026年)10月19日(月)午前10時に行う。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札移行承認を受け郵送等により入札書を事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

（７）入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１（３）の入札事務部局を窓口として１（２）の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は４（４）の日時までとする。

１（２）の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札書錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

（８）入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（９）落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して8日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、検査に合格したあと、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課
デジタル県庁推進班
電話番号 096-333-2144
ファックス番号 096-381-8211
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 ０９６－３３３－２５８１

ファックス番号 ０９６－３８１－９０１０

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関するこ
と。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 ０９６－３３３－２５８０

ファックス番号 ０９６－３８１－９０１０

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 ０９６－３７３－２０３２

ファックス番号 ０９６－３７０－５４５５

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第
１条第１項各号に掲げる日を除く。）